

令和 8 年度

**第 2 2 期第 1 0 回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和 8 年 6 月 1 2 日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和8年6月12日(金) 午前10時から10時46分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について
(三重北山川漁業協同組合)
- 2 議案2 コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について
- 3 議案3 小委員会の設置及び構成委員の選出について
- 4 議案4 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について
(大又川飛鳥五郷漁業協同組合)
- 5 その他
(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

大瀬 公 司	勝木 祥文	垣 外 昇	中本 恵二	井上 亜貴
西根 麻里	金 岩 稔	大野 研	三谷 伸也	栗田 潤

(※斜体字 Web 出席)

欠席委員

なし

事務局

事務局長	小 林 智 彦
主査	林 茂 幸
主査	葛 西 学

行政

漁政課

(漁業調整班)

班長	山 本 祥 輝
主幹兼係長	中 西 健 五
主任	稲 葉 駿

水産資源課

(養殖振興班)

主任	西 村 溪
----	-------

傍聴者

なし

計 17 名

○大瀬会長

それでは、ただいまから第 22 期第 10 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名中、Web 参加の西根委員、金岩委員、大野委員を含め全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、垣外委員、西根委員にお願いします。

本日傍聴人はお見えになりません。

発言にあたっては、議長に発言を求めている、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、議案 1 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1－1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 8 年 5 月 27 日付け、資第 192 号で和歌山県知事から諮問書が提出されています。

内容は、和歌山県知事に対し、三重北山川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。内容については、漁政課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

はい、ありがとうございます。それでは漁政課から説明をお願いします。

○漁政課（中西主幹兼係長）

1－1 ページをご覧ください。先ほど事務局から説明があったとおり、和歌山県知事から三重県内水面漁場管理委員会会長あてに第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について、諮問書が提出されています。

1－2 ページをご覧ください。三重北山川漁業協同組合代表理事組合長から和歌山県知事あてに、遊漁規則変更認可申請書が提出されています。変更理由は、1－3 ページをご覧ください。令和 8 年 4 月 1 日付けで、北山川神川漁業協同組合と紀和町漁業協同組合が合併し、新組合の三重北山川漁業協同組合を設立したためとなっています。

1－4 ページをご覧ください。遊漁規則の変更認可の新旧対照表になります。下線部の箇所が変更した箇所となっています。北山川神川漁協、紀和町漁協を三重北山川漁協に変更するという内容です。

1－5 ページの総会議事録をご覧ください。第 2 号議案により、遊漁規則の変更認可申請が総会に諮られ、原案どおり決議されています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○大瀬会長

それでは、ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。
なにかご意見はございませんか。

○勝木会長職務代理者

和歌山県知事から諮問書が提出されているのですか。

○漁政課（中西主幹兼係長）

三重県内の関係漁協としては、今回合併した熊野市にある北山川神川漁協と紀和町漁協になります。熊野市にあるふたつの漁協が合併して、三重北山川漁協となっています。ちなみに紀宝町にも三重熊野川漁協と熊野川鵜殿漁協のふたつの漁協がありますが、令和9年度に合併する予定となっています。

今回の和内共第1号は、三重県と和歌山県と奈良県の三県に跨る漁業権になります。第五種共同漁業権には、一河川一漁協という原則がありますので、和歌山県が代表となって免許が出されています。このため免許の認可を行う和歌山県知事が、それぞれの内水面漁場管理委員会に対して諮問を行います。

○勝木会長職務代理者

理解できました。ありがとうございました。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案1については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案2「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご覧ください。2－5ページに委員会指示についての説明があります。また、2－6ページと2－7ページが漁業法の抜粋で第120条に「海区漁業調整委員会は、制限又は禁止等の必要な指示をすることができる。」とあり、同法第171条第4項で「海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業については、内水面漁場管理委員会が行う。」となっています。

今回これらの規定に基づき、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示」を発動することについて、ご審議をお願いするものです。

コイヘルペスウイルス病とは、マゴイとニシキゴイだけに発生する病気で、コイ以外の魚や人には感染しません。現在、本病に有効な治療法はなく死亡率が高い病気です。

2－3ページをご覧ください。平成15年11月に出された水産庁の通知に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の一環として、三重県内水面漁場管理委員会では、平成16年度から継続して委員会指示を出し、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面、すなわち県内の河川等において、コイの持ち出し、放流等について制限しています。

発生状況について報告します。2－4ページをご覧ください。農林水産省のホームページによると令和7年は全国で6件発生しています。

三重県内では、平成16年5月以降確認されています。近年では、令和4年、令和元年など散発的に発生する年もあり、まん延防止のため、委員会指示が引き続き必要ではないかと考えられます。

委員会指示の内容について、説明します。

2－2ページをご覧ください。

これは、現在発動中の委員会指示の内容です。昨年6月の委員会において委員会指示の更新について可決され、令和8年7月8日までの委員会指示を発動しています。

指示の内容は、(1)持ち出しの制限、(2)放流等の制限となっています。

2－1ページをご覧ください。これは今年度の委員会指示案です。現在発動されている指示からの変更は、アンダーラインの部分で告示番号、告示日、指示の期間でそれ以外の変更はありません。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、ただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○栗田委員

他県では、早くこいの放流を再開したいという強い要望があり、そのためにどうしたら良いかという会議が開かれていると聞きましたが、三重県においては、漁協から早く放流を再開できないかといった要望は特にないという理解でよろしいですか。

○水産資源課（西村主任）

内水面漁業協同組合連合会に確認しましたが、現在そのような要望はないということです。

○栗田委員

わかりました。ありがとうございます。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案2につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案2「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」は、原案どおり可決し告示いたします。

続きまして、議案3「小委員会の設置及び構成委員の選出について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3をご覧ください。3-1ページと3-2ページが「三重県内水面漁場管理委員会運営規程」になります。第9条が小委員会に関する規定です。第1項に「委員会は、特別な事項を審議するため、小委員会を置くことができる。」とあり、第2項に「小委員会は、会長が指名した委員若干名をもって組織する。」となっています。

3-3ページの小委員会（案）をご覧ください。今回、小委員会で審議する事項は、過去の委員会で課題とされている「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」の検討となります。

小委員会の委員は、会長の指名による勝木会長職務代理者、垣外委員、金岩委員、大野委員の4名を提案させていただきます。

また、ご承認いただけましたら、4名のなかから小委員長を互選していただくことになります。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

現在、課題となっている「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」を小委員会で検討していきたいと思えます。その小委員会の委員は、会長が指名することになっていますので、先ほど事務局から説明のあった4名としてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、小委員会の設置及び構成委員は、原案どおりとします。

また、小委員長は小委員会委員の互選によるとなっていますが、小委員会委員の皆さまいかがでしょうか。

○垣外委員

会長職務代理者である勝木さんをお願いしたいと思います。

○大瀬会長

ほかの委員の方、どうでしょうか。

○金岩委員

同じ意見です。

○大瀬会長

ご意見をいただきましたとおり、小委員長は勝木会長職務代理者をお願いします。

その他、小委員会に関する事項を事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

小委員会には、Web 併用開催の規定がありませんので、ここ内水面漁場管理委員会委員室で対面での開催を予定しています。

ご都合を伺った結果、7月17日（金）午前10時の開催とさせていただきます。小委員会委員の皆さまには、ご多忙のなかとは思いますが、よろしくお願いします。

○三谷委員

この小委員会の設置についての質問ですが、この目標増殖量の取扱方針について、過去に小委員会で検討されたことはあるのでしょうか。

○大瀬会長

目標増殖量の取扱方針に関しては、本委員会において議論してまとめたことはあります。2年前に、あまごの卵放流について小委員会で検討しました。

○三谷委員

小委員会がどのくらいの頻度で開催されているのかをお聞きしたかったので質問させていただきました。ありがとうございました。

○大瀬会長

小委員会の委員の皆さま、よろしくお願いします。

続きまして、議案4「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料4の4－1ページをご覧ください。

議案4につきましては、令和8年6月8日付け、農林水第19-2095号で三重県知事から

諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し大又川飛鳥五郷漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、漁政課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは漁政課から説明をお願いします。

○漁政課（中西主幹兼係長）

4－1 ページをご覧ください。大又川飛鳥五郷漁協から共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、こちらの申請について委員会に意見を求めさせていただきます。

4－2 ページをご覧ください。こちらに今回の変更の概要をまとめています。変更の 1 点目は、第 3 条の「漁具・漁法の制限」になります。現在遊漁者が行うことができる漁具・漁法は、竿釣り（友釣り）、箱めがね使用の玉引きのみとなっていますが、新たな遊漁者の確保のため、竿釣り（ルアー釣り）ができるように追加するものです。ルアー釣りが可能な区域については、漁協が定めてホームページで公表することとなっています。変更の 2 点目は、第 7 条の遊漁料の額及び納付方法になります。まず、あゆ遊漁料について、「友釣り」に「ルアー釣り」を追加します。なお、友釣りに加えてルアー釣りもできるようになります。年券 9,000 円及び日券 3,000 円の遊漁料に改正はありません。

加えて、但し書きについて「8 月 20 日以降は 2,000 円とする」を、「組合が定めて公表する期間は 2,000 円とする」に改正します。この理由については、組合による刺し網の解禁日が漁期により変動するためです。近年刺し網の解禁日が遅くなる傾向があります。直近では 8 月 14 日解禁を 8 月 20 日に変更しています。そして、今年の解禁日は 8 月 20 日ではなく、9 月 1 日になる予定です。

変更の 3 点目は、遊漁承認証になります。遊漁承認証の年券鑑札及び一日遊漁券について、友釣りにルアー釣りを追加します。今回の審議のポイントとしては、遊漁を不当に制限するものではないか、遊漁料が種苗放流や見回りなどに係る費用に比べて妥当であるかをあげています。また審議の参考にしていただきたく、関係法令の抜粋も示していますのであわせてご確認ください。

4－3 ページが、遊漁規則の変更認可申請書になります。

4－4 ページは、漁規規則の変更理由書になります。先ほど説明しました 3 点が書かれています。

4－5 ページは、新旧対照表です。下線部が変更箇所になっています。

4－6 ページも同様に、下線部の箇所が変更箇所となっています。

4－7 ページも新旧対照表です。下線部が変更箇所となっています。

4－8 ページ以降をご覧ください。今回の変更認可申請書とあわせて、漁業権行使規則変更認可申請書も出てきています。参考資料として添付させていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○大瀬会長

それでは、ただいま説明のありました議案4について、ご審議をお願いします。
何かご意見はございませんか。

○垣外委員

この遊漁券、解禁日はいくらになりますか。

○漁政課（中西主幹兼係長）

遊漁規則では、解禁日も日券も同様の遊漁料で3,000円、年券は9,000円となっています。

○垣外委員

解禁日に遊漁者が集中するのではないかと思いお聞きしました。ありがとうございます。

○大瀬会長

ほかにご意見ありませんか。

ないようでしたら、議案4につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案4については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、その他（1）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

今回は、9月頃の開催で、内容は、うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正、令和8年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の報告、第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針に係る小委員会の内容の報告等を予定しています。

後日、メール等でご都合をお伺いしますので、よろしくお願いします。

○大瀬会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。

ありがとうございます。